

3 1 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、復興庁)

① 基幹的広域防災拠点の整備、耐震化対策の促進等について

【内容】

- (1) 愛知県地域強靱化計画に位置付けた国の直轄事業を推進するとともに、県等が行う事業を早期に進められるよう、新たに決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進や、南海トラフ地震防災対策推進地域内の地震対策に用途を限定した特定財源を捻出するなど、必要な財政措置を講ずること。
- (2) 基幹的広域防災拠点のうち、航空輸送と陸上輸送を結節する「名古屋空港」については、県として早急に整備し、中部圏の拠点としても貢献できるよう取り組むこととしたため、新たな交付金の創設など格段の支援を行うこと。
また、海上輸送を担う「名古屋港」については、政府現地対策本部として整備された「名古屋市三の丸地区」と同様に早急に整備を進めること。
- (3) 学校などの教育施設、上下水道、道路・街路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、ため池、排水機場などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎などの施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地地区画整理事業、狭あい道路の解消、広域避難場所等となる都市公園の整備促進を図ること。
また、無電柱化推進計画に基づく無電柱化の促進を図ること。
加えて、リニア中央新幹線や広域幹線道路ネットワークなどの着実な整備により、基幹的広域交通の代替性・多重性の確保を図ること。
- (4) 地震・津波被害の軽減のため、東海地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。
- (5) 被災者支援総合交付金で行っている東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、国において必要な財源を確保すること。
- (6) 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- (7) 防災行政用無線をはじめとする重要無線通信については、「伝搬障害防止区域」として全ての電波伝搬路を指定されるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)を改正すること。
- (8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。
- (9) 亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。

(背景)

- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約32.3万人、経済的な被害の合計が約220.3兆円となるなど、この巨大災

害は、まさに我が国全体の国民生活・経済活動に深刻な影響が生じる国難となるものであり、国土を強靱化する上での最大の課題である。

- 国は、2020年12月11日に追加的に必要となる事業規模を15兆円程度とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（計画期間：2021年度～2025年度）を決定した。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱としており、この対策の着実な推進が必要である。
- 本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて2014年12月に第3次あいち地震対策アクションプラン（2021年9月改訂）を、2015年8月に国土強靱化地域計画（「愛知県地域強靱化計画」（2020年3月改訂））を策定したところであるが、国においては、国土全体の強靱化を的確に推進するため、各地域の計画を踏まえた上で、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。
- 南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、早急に県土全体の災害対応力の強化を図る必要がある。このため、中部圏広域防災ネットワーク整備計画に位置づけられた三つの基幹的広域防災拠点のうち、空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港」（豊山町・青山地区）については、県として早急に整備し、同時に中部圏の基幹的な拠点としても貢献することができるよう取り組むこととしたため、新たな交付金等補助制度の創設など特別な支援が必要である。中核施設としては、新たに消防学校を整備し、災害発生時に即時危機管理体制に移行できるよう取り組むとともに、全国初の取組として、県と政令市が計画段階から協力し、既存の消防学校の統合を検討していく。
また、「名古屋港」についても、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様、基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。
- 2016年熊本地震では、防災拠点となる市町村庁舎の耐震化等の揺れ対策が課題となった。南海トラフ地震では、より大きな被害が想定されるため、公共構造物等の耐震化対策の促進等は喫緊の課題となっている。また、本県では「愛知県無電柱化推進計画」を策定し、台風等の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、道路閉塞等の被害防止等、無電柱化を促進している。
- 政府の地震調査推進本部において、各地域の活断層の長期評価が公表されているが、東海地域においてはまだ実施されておらず、「東海地域の活断層の長期評価」などの調査・研究を早急に進める必要がある。
- 本県では、避難生活を余儀なくされている被災者に対して、地域での孤立やそれに伴う孤立死等を防止するために、被災者支援総合交付金を活用し、東日本大震災の被災者の相談支援や見守り等を行っているが、こうした取組は、引き続き実施する必要がある。
- 現行制度では、被災者生活再建支援法の適用対象となる災害において、同じ災害で被災しても支給対象とならない地域が生じるといった不均衡がある。
- 防災行政用無線は、南海トラフ地震発生時に県と市町村等をつなぐ重要な情報通信手段であるが、一部の電波伝搬路上に高層建築物が建設され、通信が途絶される事案が発生した。この電波伝搬路は、電波法上の「伝搬障害防止区域」外であったため、電波の伝搬障害が建設後にしか覚知できず、事前対策がとれなかった。防災行政用無線をはじめとする重要無線通信の大規模災害時での有用性に鑑み、基準改正の必要がある。
- 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり資金面での国の支援は不可欠で、春日井市等から継続的な支援要請がある。

（ 参 考 ）

◇ 南海トラフ地震に係る被害想定

○ 建物被害（全壊・焼失棟数）

	揺れ・液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約 258,000 棟	約 22,000 棟	約 700 棟	約 101,000 棟	約 382,000 棟

○ 人的被害（死者数）

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約 14,000 人	約 13,000 人	約 70 人	約 2,400 人	約 29,000 人

○ 災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
愛知県想定	20,625 千トン	6,465 千トン	27,090 千トン

3 1 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省)

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

- (1) ゼロメートル地帯について、直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を推進すること。また、新たに決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進や、防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備連携事業補助金などによる国の強力な支援により、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を促進すること。
- (2) ゼロメートル地帯については、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。
- (3) ゼロメートル地帯については、堤防の沈下等により広域的に浸水した場合の避難場所及び避難経路の整備並びに災害応急対策活動が迅速かつ的確に実施できる広域的な防災活動拠点の整備について、特段の財政措置を講ずること。
また、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用については、直轄国道での避難場所の整備と併せ、高速道路においても整備が進むよう国の財政支援の強化や、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を講ずること。

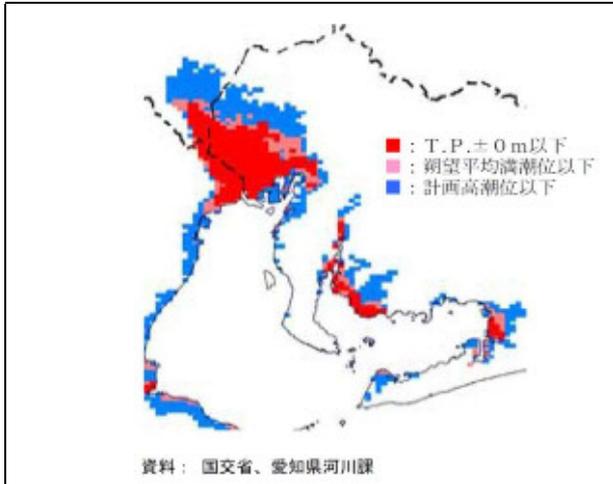
(背景)

- 愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野など広大なゼロメートル地帯が広がっているが、こうした地域は、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水する恐れがある。
- 本県では、南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014.5公表）を実施しているが、本調査では、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（2012.8公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯においては、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定された。その結果、最悪のケースでは、死者数約29,000人のうち浸水・津波による死者が約13,000人とされた。
- また、水防法の改正を受け、今年6月に三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）を水位周知海岸に指定し、併せて高潮浸水想定区域を指定しており、想定し得る最大規模の高潮では71,000haを超える浸水が想定された。
- こうしたことから、ゼロメートル地帯においては、まず浸水を防止するため、河川・海岸堤防や排水機場などの耐震対策とともに、高潮対策が重要である。本県においては、愛知県地域強靱化計画及び第3次あいち地震対策アクションプランを策定するとともに河川整備計画や海岸保全基本計画に位置付け、地震・津波、高潮対策の着実な事業推進を図っているところである。
- これに加え、浸水した場合の備えも重要である。広大な地域が浸水した場合には、現状では、避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための拠点の確保が困難であり、これらに対応可能な新たな避難場所や防災活動拠点の整備が重要となる。

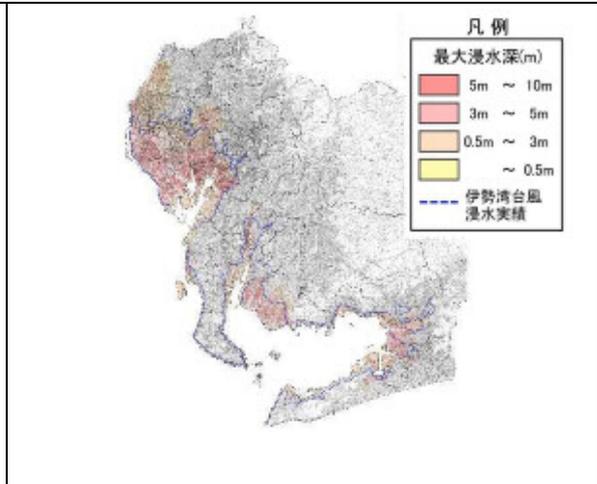
- さらに住民の早急な避難行動を支援するため、高台道路の緊急避難場所としての活用を進める必要があるが、直轄国道では国主体の避難場所の整備が進むものの、高速道路は市町村負担が伴うために整備が進んでいない。加えて、災害時には、高速道路への避難者の立入りが想定されるが、安全確保策が確立されていない。

(参 考)

◇愛知県周辺のゼロメートル地帯

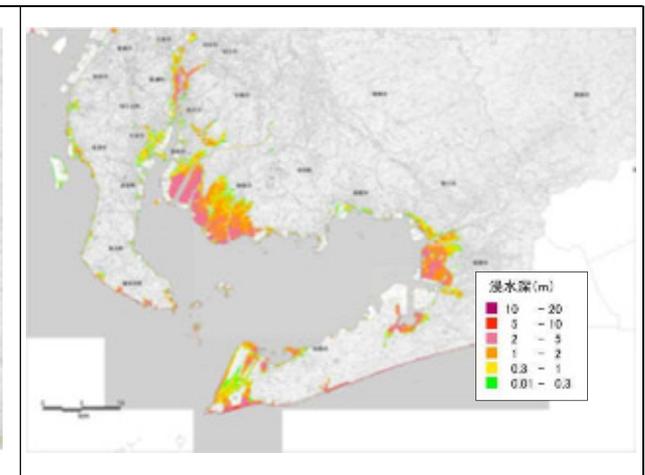
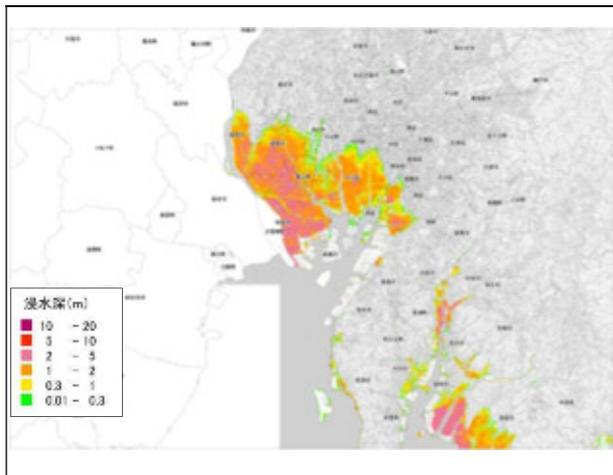


◇高潮浸水想定（2021年6月）

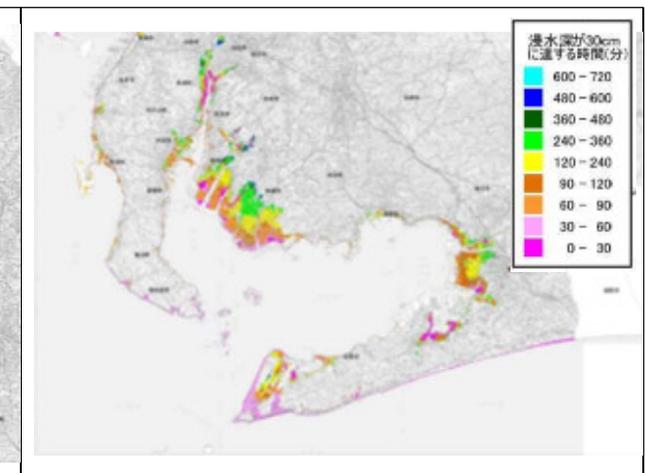
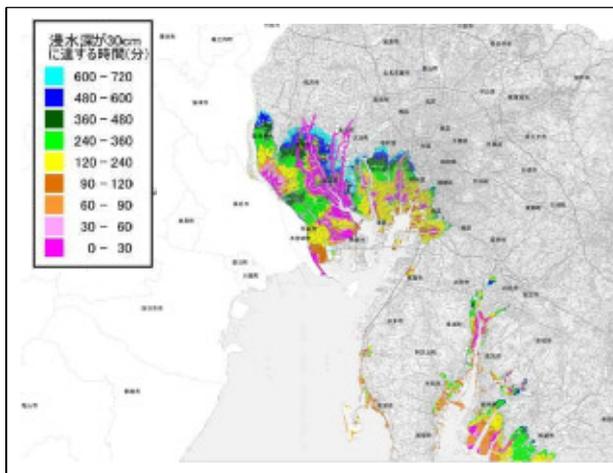


◇南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014年5月）

【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



【浸水深が30cmに達する時間：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



3 2 社会インフラの老朽化対策について

(財務省、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 本県では、2014年度に策定した「愛知県公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、施設の点検・診断及び修繕・更新に取り組んでいるところであり、今後も個別施設計画に基づく修繕・更新等には期間と予算を要することが見込まれる。公共施設や社会インフラの老朽化に伴う事故や機能不全は、県民の生命・財産を危うくするのみならず、経済活動にも支障を及ぼすことから、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の取組を確実に進めるため、防災・安全交付金や各個別補助事業の必要額の確保、その採択要件の緩和を図ること。また、公共施設等適正管理推進事業債に係る地方財政措置については、現在、公用施設の長寿命化改修は対象外とされているが、特に保健所においては、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う非常時の組織体制・人員配置を見据えた施設整備に加え、長寿命化改修についても対象とするなどの拡充・延長により、財政支援の充実を図ること。
- (2) 膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト削減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

(背景)

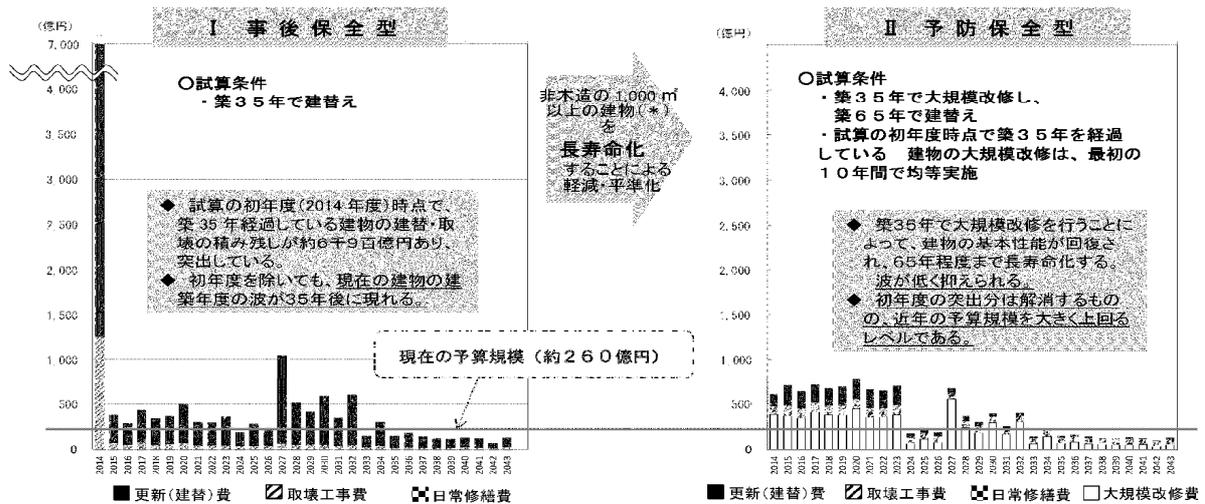
- 我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の高齢化が急速に進んでいる。
- こうした状況の中、本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を2015年3月に策定し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。
- この計画に基づき、予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、2020年12月11日に決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（計画期間：2021年度～2025年度）の取組を確実に進めるため、個別施設計画に基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠である。
- また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっている。道路施設の点検については新技術利用のガイドライン（案）（2019年2月）等が示されたところであるが、引き続き、さらなるコスト削減や作業の効率化に資する新技術の開発及び新技術の普及状況や全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等の各種技術指針への反映など、技術的支援を講ずることが必要である。



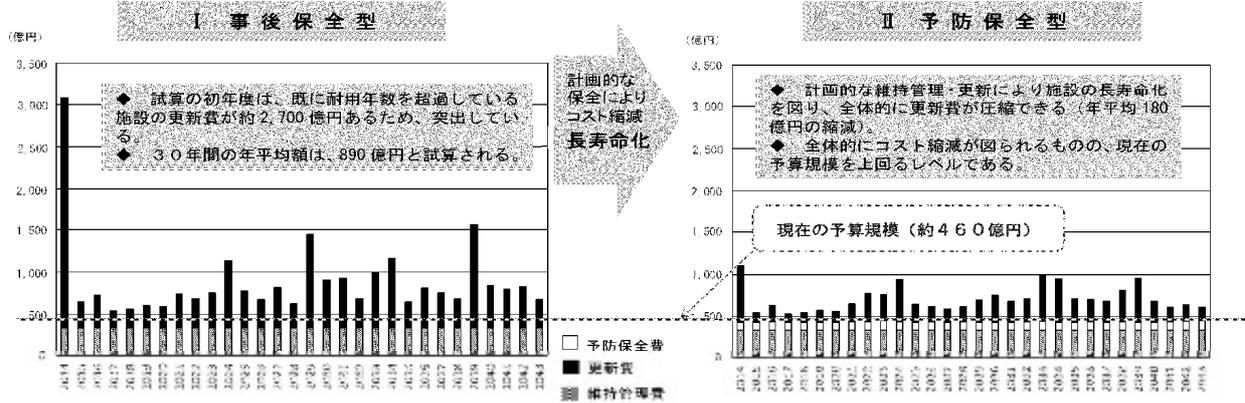
無人飛行ロボットによる橋梁点検の民間実証実験
((主)東三河環状線(豊川市):三上橋)

(参 考)

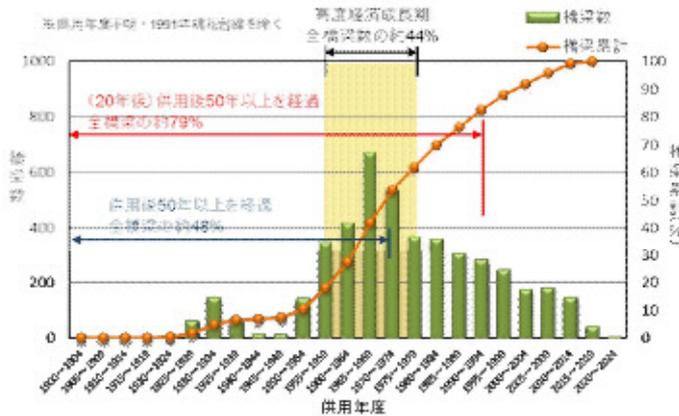
事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



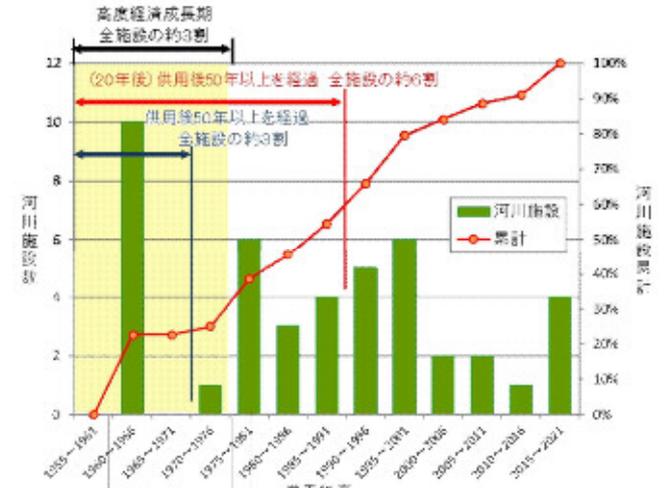
インフラ資産（工作物及び建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



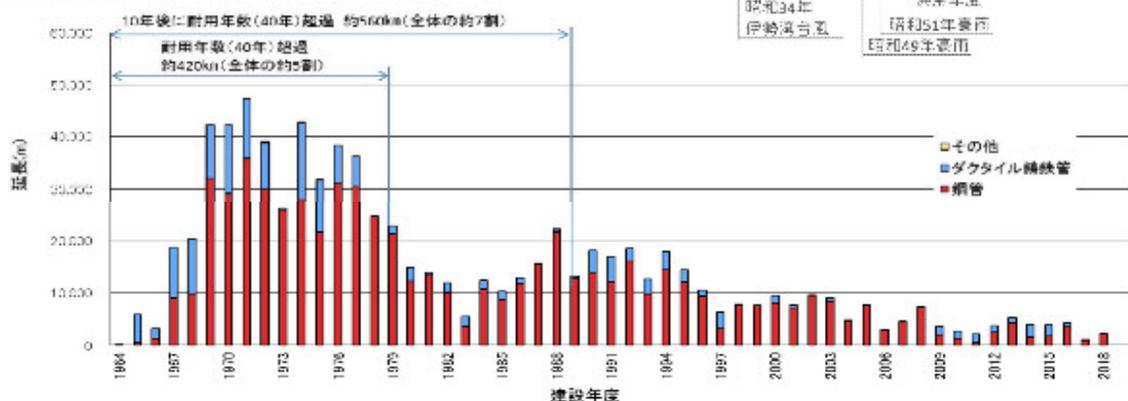
◇橋梁の高齢化状況（愛知県橋梁）



◇河川施設（排水機場・水門等）の高齢化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長（愛知県）



3 3 治水・利水対策の推進について

(財務省、総務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化から、県民の生命と財産を守るため、流域治水の考え方に基づく事前防災対策やインフラ老朽化対策を行う「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。
- (2) 水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川の枇杷島地区狭窄部における特定構造物の改築、矢作川の矢作ダムの洪水調節機能増強とダム下流の狭窄部の河道整備を強力に推進すること。また、豊川における霞堤の対策及び、木曾川の新丸山ダムの整備を強力に推進すること。
- (3) 本県は、日本最大のゼロメートル地帯を始めとする低平地や海岸線などを抱えており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として県管理河川・海岸の河道掘削、堤防整備・強化、耐震対策や津波・高潮対策等のハード対策を促進するとともに、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」に資するソフト施策を支援すること。特に大規模特定河川事業による日光川2号放水路の整備、柳生川の地下河川整備、広田川の菱池遊水地整備、砂川の道路橋3橋の改築などを促進すること。
- (4) 多くの河川海岸施設が伊勢湾台風の復興事業等で整備されており、急速に進むインフラ老朽化に対し各施設の長寿命化を図るため、大規模更新河川事業による蟹江川排水機場の更新・整備を促進すること。また、大規模海岸保全施設改良事業による常滑海岸の唐崎川樋門改築を促進すること。
- (5) 山地丘陵地などにおける土砂災害の被害を軽減するために、土砂災害警戒区域等における施設整備及びインフラ老朽化対策を促進すること。また、開発行為に伴う土砂災害警戒区域等の増加を抑制する施策を進めるとともに、住民の速やかな避難に資するソフト施策を支援すること。
- (6) 緊急的な浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業債について、引き続き必要額の確保を図ること。
- (7) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。併せて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

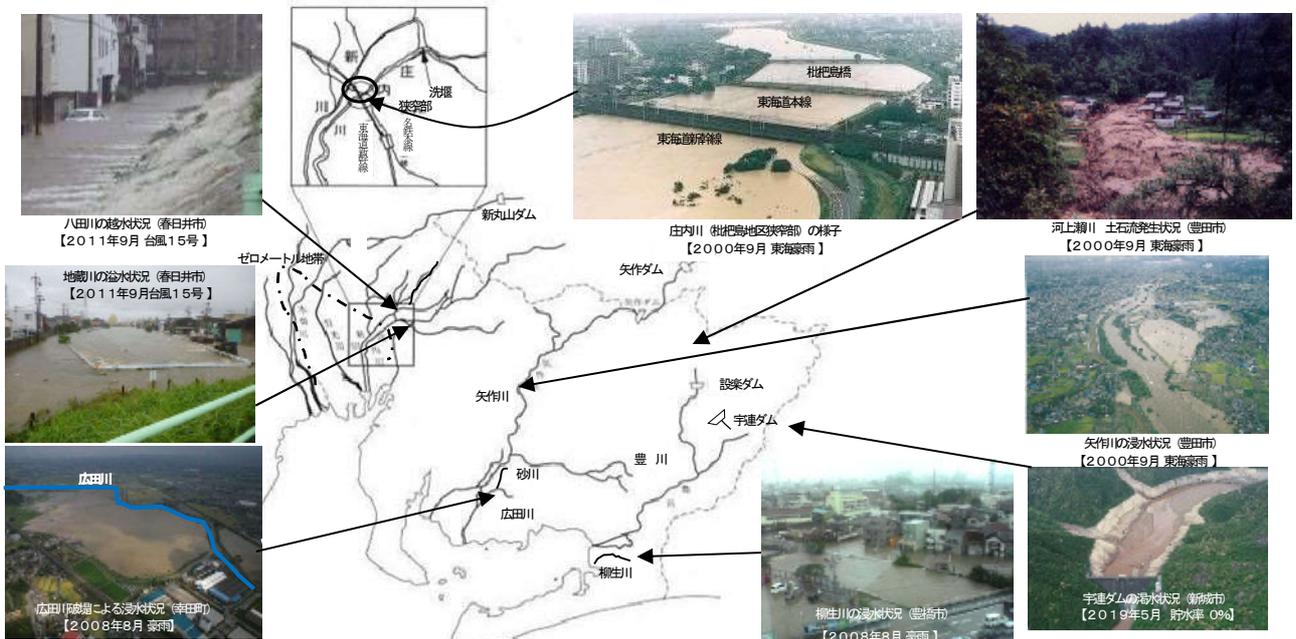
(背景)

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2021~2025年度)に基づき、水害・土砂災害等から県民の命と暮らしを守るため、DXの推進等を図りつつ、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策や予防保全に向けた老朽化対策を重点的かつ集中的に実施し、取組の更なる加速化・深化が必要である。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)により事業進捗が図られてきたが、枇杷島地区狭窄部に位置する3橋の特定構造物の改築などを推進する必要がある。矢作川でも、東海豪雨時に甚大な被害が発生したことから矢作ダムの洪水調節機

能の増強やダム下流の鵜の首地区を始めとする河道整備の推進が必要である。また、豊川においては、設楽ダムの整備推進と下流部での霞堤の早期対策が必要である。さらに加えて、木曾川においては、1983年の台風10号では甚大な浸水被害が発生したことから、流域市町の治水安全度を飛躍的に向上させるため、新丸山ダムの整備推進が必要である。

- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、この区域が浸水した場合、サプライチェーン寸断による愛知県への負の経済波及は約19兆円となる。県民が安全で安心な生活を営むためには、ハード・ソフト一体となった「事前防災対策」を促進する必要がある。
- 国の緊急行動計画を考慮して行うソフト対策として、洪水浸水想定区域等の水害リスク情報や河川水位、カメラ画像による河川情報の提供を進めている。また、水害に直面した際に住民が正しい行動を取れるよう県独自の対策として「みずから守るプログラム」を2011年度より改良を加えながら展開している。
- 2008年8月末豪雨などでは、日光川、柳生川、広田川、砂川において、広域的な浸水被害が発生したことから、治水安全度の向上のため、短期間に多額な事業費が必要となる大規模構造物の整備を重点的に促進する必要がある。
- 河川・海岸は、伊勢湾台風(1959)の復興や高度経済成長期に整備された施設が多く、築造後50年以上経過し、老朽化が急速に進んでいる。このため、長寿命化計画を策定して対策を進めているが、各施設の長寿命化を図るため、本格的な予防保全型メンテナンスへの転換に向けた蟹江川排水機場などで老朽化対策を促進する必要がある。
- 県土の約6割は山地丘陵地であり、土砂災害警戒区域等も多いため、地域の防災上重要な官公庁、学校、避難所等が区域内にある箇所为重点的に施設整備を進める必要がある。更に、老朽化が進むインフラの予防保全型維持管理への転換のため、緊急改築事業を推進し、土砂災害対策を促進する必要がある。また、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の2巡目の基礎調査を進めるところであるが、同時に、開発行為に伴い新たな土砂災害警戒区域等が発生しないよう、都市局等と連携した施策の展開等が必要である。こうした調査・施策を行うとともに、実効性のある住民避難に向けて世帯毎のマイハザードマップ作成等の取り組みを進める必要がある。
- 県管理河川では土砂堆積等による危険箇所が数多く存在しているため、緊急浚渫推進事業債による計画的な維持浚渫を促進する必要がある。
- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト削減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、地元設楽町民の日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

(参 考) ◇県内の主な水害・濁水の状況



3 4 交通安全対策の推進について

(財務省、内閣府、法務省、経済産業省、国土交通省、金融庁、警察庁)

【内容】

- (1) 車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、マスメディア等を活用した効果的な取組み及び交通安全教育の拡充を図ること。また、車両運転中の「ながらスマホ」行為は極めて悪質であることから、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し罰則を強化すること。
- (2) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高く、さらに、高齢運転者による悲惨な事故が後を絶たないことから、高齢者の交通安全教育を一層推進するとともに、安全運転サポート車の普及促進、後付け安全運転支援装置の開発、普及に加え、これらの性能認定制度を活用した取組を継続して推進すること。
- (3) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であることを徹底させるとともに、特に、指定場所一時不停止や信号無視は重大な事故に直結することから、これらの防止を始めとした自転車利用時のルール周知徹底と安全利用に向けた教育を推進すること。また、交通事故による人的被害の軽減に効果の高い乗車ヘルメットの着用を促進するため、法改正及び所要の財政措置を講ずること。
- (4) 安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路の事故対策、生活道路の速度抑制等による安全対策、更には通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- (5) 誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

(背景)

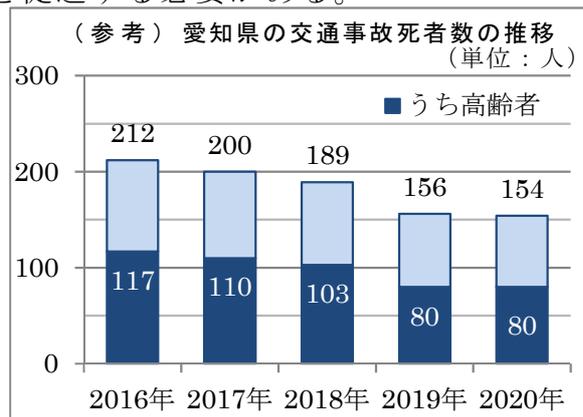
- 本県における2020年の交通事故死者数は154人で、2019年に引き続き、2年連続で全国ワースト1位を回避したが、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。したがって、交通事故防止に向けた広報啓発活動や交通安全教育を始めとするソフト事業と歩車分離式信号整備等の信号機改良、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、歩行空間のバリアフリー化などハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。
- 県・県警及び県内の国の機関などが一体となって、第11次愛知県交通安全計画（2021年度～2025年度）を策定し、「2025年までに、交通事故による年間の24時間死者数を125人以下、交通事故重傷者数を600人以下とする」ことを目標としている。
- 車両運転中にスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」行為は、「道路交通法」で定める運転者の注意義務を意識的に果たしておらず、これによる事故の発生は、単純な過失とは明らかに一線を画し極めて悪質である。
- このため、車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、「ながらスマホ」行為は危険であり、重大な事故を招く恐れがあることをマスメディア等を活用して広く周知するとともに、全国的な取組みや交通安全教育を拡充する必要がある。さらに、「ながらスマホ」行為は、現行の「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、前方不注意などが原因の死亡事故と同じ「過失

運転致死罪」に留まり、より重い刑を科すことができる酒酔い運転などが原因の「危険運転致死罪」の適用はない。このため、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正して罰則を強化する必要がある。

- 昨年の高齢者の交通事故死者数は80人で、死者数全体の51.9%を占めている。また、全国では高齢運転者による悲惨な事故が相次いで発生し、社会的な問題となるなど、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題である。このため、国において高齢者の事故防止に向け、効果的な広報啓発や交通安全教育を推進するとともに、衝突被害軽減ブレーキを搭載した安全運転サポート車（サポカー、サポカーS）の普及促進や後付け安全運転支援装置の開発、普及と、これらの性能認定制度を活用した取組を継続して推進する必要がある。
- 本県の交通事故による死傷者数は年々減少しているものの、自転車に関わる交通事故の割合は増加傾向にある。このため、本県では、本年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車に係る交通事故の防止や被害の軽減、被害者の保護に取り組んでいる。自転車利用者には、自動車運転者と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識が十分に浸透していないため、自転車が道路交通法上の「車両」であることを徹底する必要がある。また、指定場所一時不停止や信号無視による死亡事故が、自転車が第1当事者となる事故の約半数を占めているため、これらの防止を始めとしたルールの周知と安全利用に向けた教育を推進する必要がある。
- 過去5年間の自転車乗用中の交通事故死者の69.5%は、主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、乗車用ヘルメットの着用は、人的被害の軽減に有効である。本県では、乗車用ヘルメットの着用を促進するための購入補助制度を創設したところだが、より強力に乗車用ヘルメットの着用を促進できるよう、着用の努力義務を全世代に拡大するとともに、所要の財政措置を講ずることが必要である。
- 幹線道路においては、国の「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」及び県等による「事故危険箇所対策」を強力に推進する必要がある。また、交差点事故の減少を図る上で効果的な歩車分離式信号の整備を始めとする信号機改良等や、道路標識・道路標示の整備を推進し、的確な交通管理を図っていく必要がある。
- 生活道路での安全対策として、走行速度の抑制や通過交通の進入抑制を図り「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、ハンプの設置等の対策を行うなど、交通事故の多い地区を対象とした生活道路対策エリアでの取組や、関係者間での合意に基づき区内で連携して実施する交通安全対策により、面的かつ総合的な交通事故抑止策を促進する必要がある。
- 通学路の交通安全を確保するため、県内の全ての市町村で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・警察・道路管理者が連携し、危険箇所の解消に向け、合同点検の実施や対策の改善・充実等、持続的な取組を促進する必要がある。
- 2021年6月に千葉県八街市で発生した児童の交通死亡事故を受け、児童が日常的に集団で移動する経路等について、対象施設関係者・所管機関・警察及び道路管理者が連携して、合同点検を実施し、危険箇所を選定の上、可能なものから速やかに対策を実施することとしている。危険箇所の早期解消に向け、対策を促進する必要がある。
- 高齢者を始め障害者や子育て世代等、全ての人々が安心して活動できる社会を実現するため、歩行空間のバリアフリー化を促進する必要がある。

また、愛知県自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境等の整備を促進するなど、誰もが安全かつ快適に移動できる道路交通環境の確保に努めていく必要がある。

- また、安全で快適な道路交通環境の実現はもとより、地球温暖化の防止など様々な観点から、交通流・量の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とするITS等の整備を推進していくことが必要である。



35 安全なまちづくりの推進について

(財務省、内閣府、法務省、警察庁)

【内容】

- (1) 犯行手口等が変化する特殊詐欺、サイバー犯罪等への的確な対応、侵入盗、自動車盗その他の多発する犯罪の予防及び検挙、ストーカー、DV、児童虐待等への迅速的確な対応、弘道会を始めとする暴力団等の壊滅に向けた各種取組の推進のため、警察官の増員をすること。
- (2) 老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。
- (3) 犯罪を許さない安全なまちづくりに向けて、自主防犯活動への支援や犯罪が起きない生活環境づくりなど、地域の実情に合った地域安全施策を総合的に推進できるよう、所要の財政措置を講ずること。
- (4) 国及び地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策を継続的に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保すること。

(背景)

- 2020年における県内の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年より更に減少する等の改善が見られたものの、未だ真に県民の安全安心が確保されているとは言えない状況にある。

特殊詐欺に関しては、認知件数は前年より減少したものの被害総額は増加し、その手口は変化し続けている。また、サイバー犯罪に関しては技術やサービスの進歩とともに悪質化・巧妙化し、その捜査は困難を極めており、侵入盗や自動車盗に関しては組織窃盗グループが暗躍し対策を講じても被害に遭うといった現状から、より高度な対策が求められている。

さらに、ストーカー及びDVの相談件数は依然として高水準で推移しているほか、児童虐待事案の認知件数は前年より増加傾向にあり、求められる対応は多岐にわたる。

このように、刻々と変化する社会情勢や治安情勢を的確に把握し、新たな対策を講ずるとともに、あらゆる可能性を想定した対応を行う上で、人的基盤が不足している現状にある。

加えて、2020年1月、暴力団対策法に基づく特定抗争指定暴力団等に指定した六代目山口組と神戸山口組を始めとする暴力団は、全国的に拳銃を使用した殺人事件等の対立抗争事件を相次いで発生させるなど、依然として県民の脅威となっている。六代目山口組の中核組織である弘道会の本拠がある本県においては、情報収集、警戒の強化及び取締りの徹底等により組織の壊滅を図る必要があり、本県の治安情勢は極めて憂慮すべき状況にある。

こうした厳しい情勢下において、着実に事態に対処し、県民の安全安心を確保するためには、警察官の増員による体制の強化が必要不可欠である。

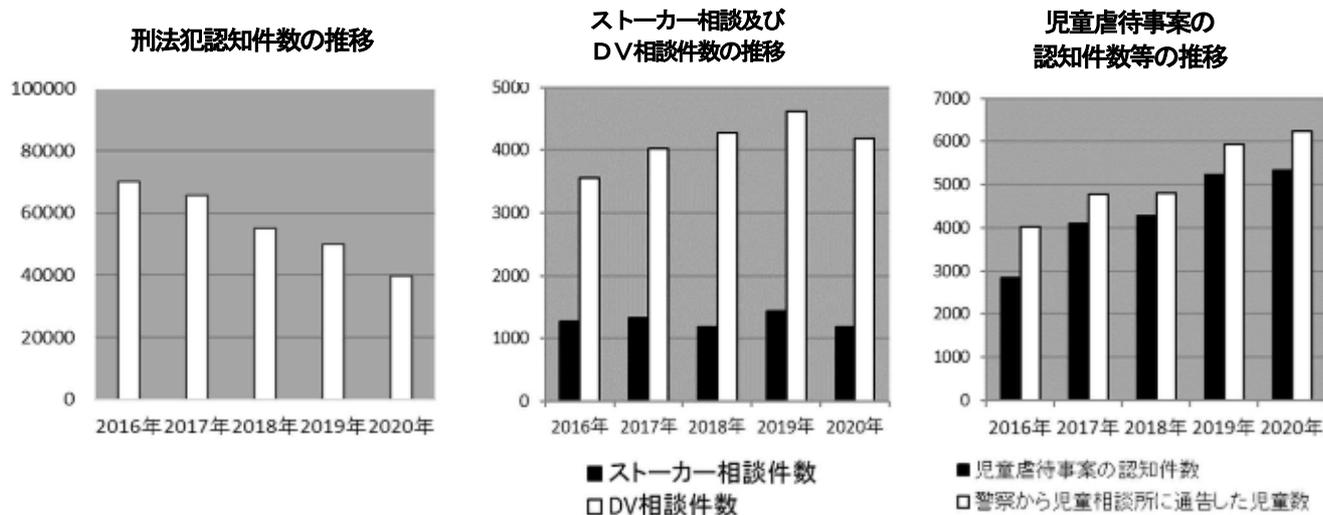
- 本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、2015年度に供用を開始した愛知県豊田警察署を始め7署の事業費に係る補助金の構成比は約24%

となっており、事業費の10分の5を大きく下回っている。こうした厳しい情勢下において、計画的かつ十分な施設整備を推進するには、補助金対象経費の拡大や補助金単価を市場価格の水準まで引き上げるなど、補助金交付水準の見直しを図るべきである。

- 自主防犯活動を始めとする地域における取組は、その必要性が年々高まるとともに、地域の安全には欠かせないものとなっている。しかしながら、各行政機関では、財政状況が厳しい中、広報啓発や自主防犯活動の促進のための対策について十分な財源措置がない中で実施しているのが現状である。国・県・市町村等が連携し、地域において、広報啓発活動、防犯団体の活動を担う人材の養成、防犯カメラ等防犯機器の設置等地域安全施策を総合的に推進するために、所要の財政措置を講ずることが必要である。
- 本県は2018年度から2020年度まで国が実施した地域再犯防止推進モデル事業を受託し、刑務所出所者等の職場定着支援や、弁護士による社会復帰支援に取り組んできた。2021年度は国がモデル事業の成果を全国的に周知・共有し、地方公共団体への横展開を図っていくことから、2022年度以降も地方公共団体がモデル事業の成果を活かした取組を継続して実施できるよう国において必要な財源を確保すべきである。

(参 考)

◇ 愛知県内の治安情勢



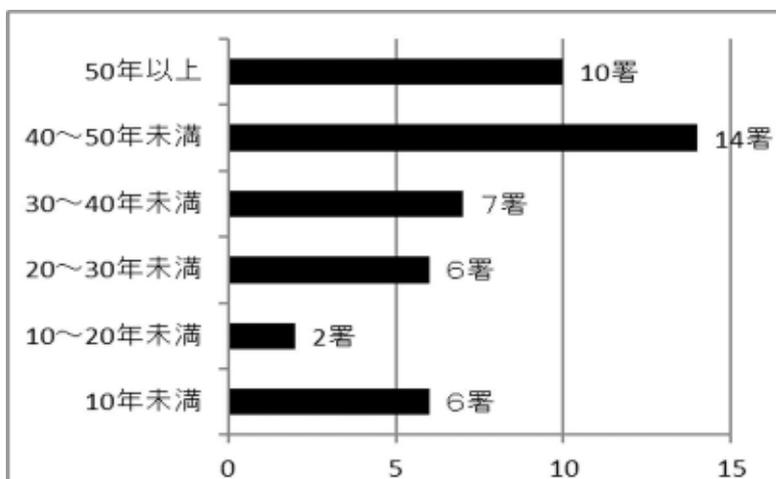
◇ 愛知県内の犯罪発生状況

主な犯罪の発生件数(2020年中)
※全国順位はワースト順

犯罪の種類	件数	全国
住宅対象侵入盗	1,388	6位
空き巣	967	4位
忍込み	344	6位
居空き	77	6位
金庫破り	81	2位
事務所荒し	283	2位
出店荒し	362	4位
自動車盗	500	4位
部品ねらい	1,179	4位
車上ねらい	1,828	4位
特殊詐欺	569	7位
刑法犯総数	39,897	4位

◇ 警察施設の経年状況

築年数別の警察署数(全45署) (2021年3月1日現在)



3 6 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、内閣府)

【内容】

- (1) 大幅に拡充が進んだ市町村消費生活センターの運営に必要な相談員人件費等が確保されるよう、一般準則期間（個別事業ごとの交付金の活用期間）に配慮した、交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 高齢者等の見守り、成年年齢引下げへの対応、エシカル消費の普及促進など、近年の消費者行政の課題に確実に対応できるよう、交付金による十分な財政措置を講じること。
- (3) 地方自治体が活用しやすいものとなるよう、交付金の補助率の引上げや交付メニューの設定を含め、柔軟で、継続的に活用できる交付金制度とすること。

(背景)

- 「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制」を整備するため、本県では、国の交付金を活用して、市町村に消費生活センターの設置を積極的に働きかけてきた。
その結果、2014年度には8市の設置に留まっていた本県の市町村消費生活センターについて、2017年度までに50市町村が設置することとなり、現在では、県消費生活総合センターと市町村消費生活センターが連携・協力して、「消費者問題解決力の高い地域づくり」を進める体制が整ったところである。
- しかしながら、多くの市町村消費生活センターは設置からまだ年数が経っておらず、財政的基盤を含めた体制が脆弱であるため、交付金活用期限（一般準則期間）前に交付金措置が不十分となってしまうと、ここまで整備してきた市町村の消費生活相談体制が、再び縮小してしまう恐れがある。
- こうした状況の中、本県への交付額は、2018年度に対前年度比でほぼ半減となるなど大きく削減され、2019年度にも更に減額となったことから、今後の相談体制維持が懸念されることとなり、市町村からも交付額確保の強い要望が出された。

○ その後、2020年度及び2021年度には、本県の状況を踏まえて交付額が増額され必要な事業費を概ね確保できたが、今後も、少なくとも一般準則による交付金活用期限（多くの市町村が2025年度）までは、新たに設置されたセンターがしっかりと地域に定着することができるよう、相談員人件費等のセンター運営に係る交付金が確実に措置される必要がある。

○ また、高齢者等の見守り、成年年齢引下げへの対応、エンカル消費の普及促進など、近年の消費者行政の課題に確実に対応していくことができるよう、交付金による十分な財政措置を講じるとともに、交付金の補助率の引上げや、対象事業について地方自治体の意見を十分に聴取した上で交付メニューを設定するなど、地方消費者行政強化のために十分かつ柔軟で、継続的に活用できる交付金制度としていくことが必要である。

(参考)

◇ 本県内の市町村消費生活センター設置状況

	2014年度		現在 (2017年度～)
センター設置市町村数	8市 (8/54)	→	50市町村 (50/54)
人口カバー率	59.8%		98.3%

↑ 交付金を活用して設置を働きかけ

今後も交付金活用期限(2025年度)までの交付措置が必要

◇ 高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ^(※)
協議会設置市町村数	—	7市	12市	15市	18市
人口カバー率	0%	18%	59%	65%	67%

※9月末現在

◇ 消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的授業の実施状況

県立高等学校 98% 県立特別支援学校 93.5% 私立高等学校等 92.2%

(2020年度末)

◇ 地方消費者行政強化交付金の本県への交付状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
推進事業 (10/10)	285,466	142,438 (△50.1%)	122,591 (△13.9%)	147,598 (+20.4%)	137,555 (△6.8%)
強化事業 (1/2)	—	8,040 (新設)	13,088 (+62.8%)	18,749 (+43.3%)	31,401 (+67.5%)
合計	285,466	150,478 (△47.3%)	135,679 (△9.8%)	166,347 (+22.6%)	168,956 (+1.6%)

(単位：千円)